

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称及び事務所は次のとおりとする。

- (1) 名称は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会（略称「大館祭典実行委員会」）とする。
 - (2) 事務所は、大館市中神明町1番5号、宗教法人神明社の斎館内に置く。
- 2 事務所について、9月10日から9月11日までの間は、例祭を指揮する所に会の分所を置くものとする。
- 3 会の印章及び受付印は、別表に定める。

(目的)

第2条 この会は、大館神明社例祭（以下「例祭」という。）を通じ、ふるさとの伝統行事を伝承し、発展させること目的とする。

(会員)

第3条 この会は前条の目的に賛同し、かつ例祭において山車または神輿を運行する団体をもって組織する。

- 2 会の構成員（以下「会員」という。）になろうとする者は、別記様式による入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の申込書は、受理した後初めて行われる理事会に付し、承認の議決を得たときから会員の資格を有する。
- 4 会員の資格は、別記様式による退会届を会長に提出することにより終了する。
- 5 会員相互は同等の資格をもつものとする。

(事業)

第4条 この会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 例祭における山車及び神輿の運行
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 宣伝及び広報
- (4) 各種講習会
- (5) 御神輿巡幸への協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(事業部門)

第5条 本会の事業を執行するために次の部門を置く。

部門名	業務分掌
総務部	(1) 会議の開催及び運営に関すること（他の部が主催するものを除く。）。 (2) 会長の特命事項に関すること。 (3) 予算の編成及び決算の調製に関すること。 (4) 備品の管理に関すること。

	(5) 他の部の分掌に属さないこと。
会計部	(1) 現金〈金融機関より発行される証券等を含む。〉の出納及び保管に関すること。
企画運行部	(1) 山車及び神輿の運行に関すること。 (2) 会で主催する例祭関連行事の企画及び進行に関すること。 (3) 交通規制に関すること。
宣伝広報部	(1) 広報に関すること。 (2) 宣伝刊行物の発行に関すること。 (3) 協賛金に関すること。 (4) ホームページに関すること。
芸能伝承部	(1) 例祭の普及啓蒙に関すること。 (2) 囃子及び踊りの講習に関すること。 (3) 高校生以下の生徒及び児童の参加に関すること。 (4) 例祭参加の心得に関すること。 (5) 例祭の歴史に関する資料の収集に関すること。

- 2 会員は、前項に掲げる各部のいずれかに所属しなければならない。
- 3 理事会の議決により、特別部を置くことができる。
- 4 特別部は、事業年度内に限り、特定の業務について処理する。
- 5 各部に部長及び副部長を置く。部長は、部に所属している者の中から会長が指名し、理事会において承認の議決を必要とする。
 - (1) 部長は、部を代表し部の業務を総括する。
 - (2) 副部長は、部に所属している者の中から部長が指名し、会長の承認を受けるものとする。
 - (3) 副部長は部長を補佐し、部長が不在の場合は、その職務を代理する。
- 6 他の部の業務分掌に係る業務については、協力して処理しなければならない。

(顧問)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務に関し、必要に応じて会長に助言することができる。

(役員及び権限)

第7条 この会に役員を置く。

- 2 役員 of 名称及び権限は次のとおりとする。
 - (1) 会長 理事会において会員の中から選出し、会を代表し会務を総括する。
 - (2) 理事 各会員において1名選出し、会員を代表する者として理事会を組織しその議決に加わる。
 - (3) 監事 理事会において会員の中から2名選出し、会の事業及び会計を監査する。
- 3 前項第2号により理事となった者は、所属する会員において選出されたことを証明する書類を事務局長に提出しなければならない。
- 4 前項において、提出がない者は、理事会を組織することができない。

5 監事は、第2項による監査を事業年度につき1回行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、2期4年を限度とする。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員退任及び解任)

第9条 役員任期中の自己都合による退任は理事会の承認を得ることとする。

2 役員解任は、理事会において出席理事の過半数の賛成を必要とする。

(機関)

第10条 この会に次の機関を置く。

(1) 理事会 (2) 部長会

(理事会)

第11条 理事会は理事をもって構成するこの会の最高議決機関で、会長がこれを招集する。

2 議事の進行は議長が行う。議長は出席理事の中から選出し、当該理事会の散会により退任する。

3 議長は、議事の前に出席理事の中から議事録に署名する者を指名しなければならない。

4 理事会へ議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、議長に提出するものとする。

5 議案は、会長、第5条第1項に規定する各部門または理事3名以上の賛成を得た理事がこれを提出することができる。

6 議事は、特に定めのない限り、出席理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 投票用紙は、別記様式のとおりとする。

8 議場において、理事席とは別に設けられた、説明または答弁する者のための席にしている理事は議決に参加することができない。

9 第20条の除名に関する議決の方法は、投票によるものとする。

10 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 当年度の事業に関する事項
- (2) 前年度の事業報告
- (3) 決算の承認
- (4) 予算の審議
- (5) その他理事会での審議を必要とする事項

(理事会に関する部門)

第12条 理事会に次の部門を置く。

部門名	業務分掌
事務局	(1) 理事会の開催及び運営に関すること。

- | |
|-------------------|
| (2) 議案に関すること。 |
| (3) 議事録の作成に関すること。 |
| (4) その他理事会に関すること。 |

2 事務局に局長及び局員を置く。局長及び局員は、会長が会員の中から指名し、理事会において承認の議決を必要とする。

- (1) 事務局長は、事務局を代表し事務局の業務を総括する。また、議長を補佐し、前条第2項により議長が選出されるまでの間、その職務を行う。
- (2) 事務局員は、局長の命を受けて、事務局の業務を掌る。局長が不在の場合は、その職務を代理する。

(部長会)

第13条 部長会は、各部長及び副部長、特別部長及び副部長をもって構成する会議で、会長が招集する。

- 2 部長会は、各部長の当番により主宰する。ただし、特別の事項に関する協議を目的としたときは、その事項を分掌する部長がこれに代わる。
- 3 部長会において協議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 各部における業務の施行状況
 - (2) 第5条第6項に関する業務の調整
 - (3) 部の人事に関する事項
 - (4) 理事会に提出すべき事項
 - (5) その他部長会での協議を必要とする事項
- 4 部長会において決定した事項は、会長の承認を得なければならない。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、この会則に関し必要な事項は、規約または会長もしくは理事会の議決において定める。

(会長の職務の代理)

第15条 会長が不在で職務の遂行が困難なとき、または会長が欠けたときは、次のとおり職務を代理すべき者を指定する。

- (1) 第1順位は、総務部長の職にある者とする。
 - (2) 第2順位は、企画運行部長の職にある者とする。
 - (3) 第3順位は、宣伝広報部長の職にある者とする。
 - (4) 第4順位は、芸能伝承部長の職にある者とする。
- 2 前項各号に掲げる各部長は、「副会長」を称することができる。
- 3 前々項により職務を代理することとなった者は、速やかにその旨を会員に通知しなければならない。

(用語の意義)

第16条 この会則及び規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山車（「やま」と読む。） 人力または動力により曳行するもので、台車と依

り代が一体であるものをいう。

(2) 神輿 担ぎ上げまたは車両等により曳行する輿をいう。

(3) 運行 例祭において、山車または神輿を奉納するためにこれを曳行することをいう。

(運行の届出)

第17条 運行する会員は、運行に関する届出書類をあらかじめ会長に提出しなければならない。

2 前項による届出書類は、規約に定める。

(安全対策)

第18条 運行における安全対策は、規約に定める。

(総指揮及び副指揮並びに分所事務員)

第19条 第1条第2項に定める分所に次に掲げる者を置く。

名 称	職 務 権 限
総 指 揮	会を代表し、主催する行事を指揮する。
副 指 揮	総指揮の命を受けて、主催する行事の進行を掌る。 総指揮を補佐し、不在の場合はその職務を代理する。
分所事務員	総指揮の命を受けて、分所の事務を掌る。

2 総指揮は会長の職にある者をもって充てる。

3 副指揮は会長が会員の中から指名し、理事会において承認の議決を必要とする。

4 分所事務員は会長が委嘱する。

(罰則)

第20条 会員（その構成員を含む。）が事故を起こしたとき、この会則または規約もしくは理事会の議決事項に違反したとき、その他不誠実な行為によりこの会の名誉を棄損したときは、以下により罰する。

注 意	理事会の議決により、口頭または文書により注意する。
参加停止	理事会の議決により、この会が主催する行事の参加及び会場の立入りを停止させる。
資格停止	理事会の議決により、会員の資格について期間を定めて停止させる。
退会勧告	理事会において出席理事の過半数の賛成により、期限を定めて退会届を提出するよう勧告する。
除 名	退会勧告の処分を受けた会員が期限までに退会届を提出しなかったとき、または理事会において出席理事の3分の2以上の賛成により、会員としての地位を失わせる。再び入会することはできない。

2 会長は、前項の処分に併せて、反省文及び別記様式による改善計画書を提出させることができる。

3 処分の対象となる会員は、第1項の議決に際し、議場から退席しなければならない。

(専決)

第21条 理事会の議決を必要とする事項（賛成数の定めがあるものを除く。）について、理事会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、その事項を処分することができる。

2 前項の規定による処分について、会長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

3 前項の場合において、承認の議決が得られなかったときは、その処分の効力を失う。

(改正)

第22条 この会則の改正は、理事会において出席理事の過半数の賛成を必要とする。

2 改正案は、会長、第13条第1項に規定する部長会または理事3名以上の賛成を得た理事がこれを提出することができる。

(会計)

第23条 この会の会計は会費及び協賛金、補助金、その他収入をもって充てる。

2 予算及び事業計画に基づく支出について、次の表のとおりとする。

支 出 金 額	承認を必要とする者		
	会長	総務部長	担当部長
一の調達行為につき、10万円以上	○	○	○
一の調達行為につき、1万円以上10万円未満		○	○
一の調達行為につき、1万円未満			○

3 承認の方法は、文書または口頭によるものとする。

4 前項の文書による承認は、別記様式に定める支出決議書によるものとする。

5 事務局における支出については、「担当部長」を「事務局長」に読み替えたうえで準用する。

(会費)

第24条 会費について、対象及び金額は、次の表のとおりとする。

対 象	金 額
例祭において山車を運行する会員	事業年度につき、23,000円
例祭において神輿を運行する会員	事業年度につき、15,000円

(事業年度)

第25条 この会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(書類の保存期間)

第26条 この会に関する書類（電磁的記録を含む。）の保存期間は5年間とする。

(表彰)

第27条 会長は、この会の向上発展に特に功績のあった個人または団体に対して、理事会において出席理事の過半数の賛成により、これを表彰することができる。

(弔慰)

第28条 会長は、この会の向上発展に功績のあった会員の構成員（構成員であった者を含む。）の死亡に対して弔慰金をおくることができる。

2 弔慰の対象及び金額は、次の表のとおりとする。

対 象	金 額
(1) 会長	10,000円以内
(2) 理事または監事、もしくは平成24年5月10日以前に副会長、事務局長、講理事、推薦理事のいずれかの職にあった者	5,000円以内
(3) 上記以外で特に弔慰を表す必要があると認められる会員	3,000円以内

3 前項の表第3号による支出の執行は、理事会の議決を必要とする。

附 則

この会則は平成12年6月28日から施行する。

附 則

この会則は平成14年6月7日から施行する。

附 則

この会則は平成15年5月30日から施行する。

附 則

この会則は平成19年6月27日から施行する。

附 則

1 この会則の名称を「大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則」に改め、平成24年5月10日より施行する。

2 第25条について、平成24事業年度に限り平成24年5月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この会則は平成25年4月30日から施行する。

大館神明社例祭余興奉納実行委員会山車及び神輿の運行に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則（以下「会則」という。）に基づき、山車及び神輿の伝承と運行の安全管理の強化を図り、参加者並びに観客の安全を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会則第17条関連・運行に関する届出書類)

第2条 運行に関する届出書は、次のとおりとする。

- (1) 山車・神輿運行届出書 別記第9号様式
- (2) 責任者名簿 別記第10号様式
- (3) 人力山車運行配列表 別記第11号様式
- (4) 動力山車運行配列表 別記第12号様式
- (5) 神輿運行配列表 別記第13号様式

2 前項第2号の責任者名簿は、運行する会員の主たる事務所において、参加者の見やすい場所に掲出しなければならない。

3 前々項各号の書類の提出にあわせて、第7条第2項により締結した保険証券等の写しを提出しなければならない。

4 小学校、中学校、高校並びに専門学校の児童及び生徒（以下「児童等」という。）を参加させる会員は、次に掲げる書類をあらかじめ児童等の所属する学校長に提出しなければならない。

- (1) 大館神明社例祭参加届 別記第14号様式
- (2) 大館神明社例祭参加者名簿 別記第15号様式

(責任者)

第3条 運行する会員は、次に掲げる者を置かなければならない。

名 称	職 務 権 限
実行責任者	運行に参加する者を総括し、以下の者を指揮監督する。
運行責任者	山車または神輿の運行を掌る。 運行中にあっては、運行に参加する者及び以下の者を総括する。
警備責任者	運行に参加する者の保安を掌る。 運行責任者が不在の場合は、臨時的にその職務を代理する。
副警備責任者	運行に参加する者の保安を掌る。 警備責任者を補佐し、不在の場合は、臨時的にその職務を代理する。

2 実行責任者は、運行の前に、前項の表に掲げる者及びその役割を運行に参加する者に対して周知しなければならない。

3 副警備責任者は、運行を警備する者のうち1人を警備責任者が指名する。

4 運行責任者及び警備責任者、副警備責任者並びに運行を警備する者は、運行の間、次に定める標章を着用しなければならない。

- (1) 運行責任者であることを示す標章は、黄色地に黒色で運行責任者と記されたた

すきとする。

- (2) 警備責任者であることを示す標章は、赤色地に白色で警備責任者と記されたたすきとする。
- (3) 副警備責任者であることを示す標章は、赤色地に白色で警備と記されたたすきとする。
- (4) 前各号に掲げる者以外で、運行を警備する者であることを示す標章は、緑色地に白色で警備と記されたたすきとする。

(会則第18条関連・安全対策)

第4条 運行における安全対策は、次のとおりとする。

- (1) 運行責任者及び警備責任者は、運行中、山車または神輿を離れてはならない。ただし、その職務を代理すべき者に臨時的に代理させる場合はこの限りでない。
- (2) 運行責任者は、泥酔している者を運行に参加させてはならない。
- (3) 運行責任者は、運行する前に山車または神輿及びそれに付帯する工作物並びに山車の右左折、停止等の操作をする器具の点検をしなければならない。
- (4) 山車を運行する会員の運行責任者は、あらかじめ操作の練習を実施しなければならない。
- (5) 運行責任者は、人身事故が発生した場合には、人命救助を優先しなければならない。

(運行時間)

第5条 運行は、道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）に基づき警察署長より許可された時間内でなければならない。

- 2 9月10日の運行終了時間は、午後11時以前とする。
- 3 9月11日の運行開始時間は、午前8時以降とする。
- 4 囃子の演奏及び音響装置を使用する時間についても、前各項のとおりとする。

(事故処理)

第6条 運行責任者は、運行に事故があったと覚知したときは、速やかに会長に直接報告しなければならない。

- 2 運行責任者は、運行を直ちに停止し、会長または事故発生場所における公務員の指示があるまで運行してはならない。
- 3 実行責任者は、事故の発生した日から10日以内に事故報告書（別記第16号様式）を会長に提出しなければならない。

(事故における補償)

第7条 運行における事故は、運行する会員において全てを補償しなければならない。

- 2 前項による補償のため実行責任者は、運行に参加する者の傷害及び事故により生じた傷害または損害を補償する保険契約等をあらかじめ締結しなければならない。

(改正)

第8条 この規約の改正は、理事会の議決を必要とする。

2 改正案は、会長がこれを提出することができる。

附 則

この規約は、平成元年8月9日より施行する。

附 則

この規約の名称を「大館神明社例祭余興奉納実行委員会山車及び神輿の運行に関する規約」に改め、平成24年5月10日より施行する。